

第4回 客引き等対策検討会議 構成員意見

【A 構成員】

- ・他都市の事例や地域の要望を参考に実効性のあるものできるように。
- ・規制や制限をかける範囲については、議論が必要。
- ・条例をつくることが目的ではなく、安全安心な環境を確保していくことが目的。
- ・ポジティブな取組を優遇する仕組みについて検討したい。

【B 構成員】

- ・「条例の目的」について、「協働」の文言や、街づくりの要素を入れてはどうか。
- ・「市の責務」について、「必要な施策」の具体的な内容を例としてあげてはどうか。
- ・「勧告」について、「勧告」という言葉では事業者が規制について認識できるか。
- ・「報告の徴収等」について、具体的な規定を条例である程度定めるべきではないか。
- ・市民にとって不利益となる行為や、その手続きがわかりやすい内容であるべき。

【C 構成員】

- ・3年以上に渡り、悪質な客引きに対する対策を実施してきても効果がなかったことから、条例により禁止区域内での客引きは全て禁止することは理解できる。
- ・禁止区域では罰則を適用するため、必要最小限の規制であるべきと考える。

【D 構成員】

- ・基本的に、条例骨子に問題はないと考えている。
- ・客引きをするものだけでなく、させたものも公表することは意義があると思う。
- ・客引き行為者を実際に取り締まる際の運用が重要になると考える。
- ・大学、専門学校などにきちんと事前に周知することが重要だと考える。

【E 構成員】

- ・緩やかな規制ではなく、しっかりとしたものになりそうなので安心した。
- ・大阪のような1mルールは、規制があいまいになるのではありません。
- ・「推進員」についてだが賛成である。協力させてもらう。
- ・例えば、少年補導員などの協力を得ることもいいのではないかと。

【F 構成員】

- ・罰則および手続きを厳しく設定されているため、条例の効果が実感しやすい。
- ・条例制定だけでなく巡回必要。しかしながら、客待ち・勧誘待ちと一般市民の待ち合わせ等を見分けるのが難しいため、工夫が必要である。